

## 入札心得

### (入札の基本事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、松前町財務規則、その他関係法令及び入札の対象となる公告、設計図書、仕様書その他契約に必要な条件を熟知、承諾のうえ入札すること。

### (入札の参加)

- 2 入札参加者は、町の指定した時刻及び場所に出席すること。入札時刻に遅れ、又は連絡がない場合は、棄権とみなす。
- 3 入札参加者は、原則として1業者1名とする。ただし、特別な理由により、他の入札参加者全員の同意を得た場合は、この限りでない。

### (入札辞退)

- 4 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間はいつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申出るものとし、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を入札執行前までに入札担当課に提出(郵送可)すること。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。

### (公正な入札の確保)

- 5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

### (入札の方法)

- 6 入札参加者は、入札書(総価入札用或は単価入札用)に入札金額(アラビア数字)及び必要事項(別紙入札書記載例参照)を記載して提出すること。(入札時の封筒は、入札会場にて町が用意する。)なお、入札書に記入する金額は、課税、免税事業者を問わず見積した契約希望金額の105分の100に相当する金額(消費税相当額抜き)を記入すること。ただし、代理人による入札をするときは、委任状を提出すること。

### (入札書等の取扱い)

- 7 提出された入札書は開札前も含め返却しない。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書等を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

### (入札書記載事項の変更)

- 8 入札書提出前に記載事項を訂正するときは、訂正箇所に二重線を引いたうえで上部に正書するものとし、二重線に押印するか又は欄外にその旨を明記し、押印すること。なお、金額の訂正は一切認めない。

### (入札書引換え等の禁止)

- 9 入札箱投函又は提出及び郵送された入札書は、いかなることがあっても引換え又は変更若しくは取消しをすることはできない。

### (入札の中止等)

- 10 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期、停止、又は中止することがある。
  - (1) 第5に示す、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
  - (2) 入札参加者が辞退等により1名となったとき。
  - (3) その他町長が必要と認めるとき。

### (入札の無効)

1 1 次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効（失格）とし以後（再度入札）の入札には参加できない。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者及び入札参加者の代理人となった者のした入札
- (3) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (4) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる者のした入札
- (5) 入札参加者の記名押印（登録使用印に限る。）のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (6) 落札意思のない金額（前回の最低価格より高い金額）を記入した入札
- (7) 最低制限価格を付した入札で、最低制限価格を下回った入札
- (8) 低入札価格調査制度を適用した工事の入札で、低入札価格調査基準価格を下回った入札のうち、工事費内訳書の検討に係る判定基準を1つでも満足していない場合又は低入札価格調査により、松前町低入札価格調査委員会が適正な入札価格でないと判断した入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

### (入札参加者の禁止事項)

1 2 入札参加者は、次に掲げる行為をしてはならない。場合によっては、入札を無効（失格）とし退場を命ずることがある。

- (1) 入札中の無駄な私語及び携帯電話等の使用
- (2) 入札書の不明瞭な記載
- (3) 入札書の書換え、引換え又は撤回
- (4) 酒気を帯びての入室
- (5) その他入札を妨害する行為

### (再度入札)

1 3 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行う。

### (落札者の決定)

1 4 落札者の決定は、次に掲げる入札者とする。

- (1) 工事又は製造の請負(印刷を除く)については、予定価格(消費税抜き)以下で、かつ最低制限価格(消費税抜き)を下回らない最低の価格をもって入札した者。一般競争入札の場合には、入札参加資格条件も満たしている者とする。
- (2) 低入札価格調査制度を適用した工事については、予定価格(消費税抜き)以下で、かつ低入札価格調査基準価格(消費税抜き)を下回らない最低の価格をもって入札した者或は低入札価格調査基準価格(消費税抜き)を下回り、低入札価格調査制度により、松前町低入札価格調査委員会が適正な入札価格であると判断した最低の価格(消費税抜き)をもって入札した者。一般競争入札の場合には、入札参加資格条件も満たしている者とする。
- (3) 財産の売払いについては、予定価格(消費税抜き)以上の最高の価格をもって入札した者
- (4) その他の入札については、予定価格(消費税抜き)以下の最低の価格をもって入札した者
- (5) 前各号に該当する入札参加者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじを引く者は、入札参加者とし、この場合において、くじを引かない場合は、失格とする。

2 一般競争入札においては、入札参加資格審査の為、前項第1号又は第2号に規定する落札者の決定を保留するものとする。

- 3 低入札価格調査基準価格(消費税抜き)を下回った入札があったときは、低入札価格調査のため、第1項第2号に規定する落札者の決定を保留するものとする。

#### **(再入札)**

- 15 入札執行前に予定価格の公表を行わない入札において、初回の入札の状況から見て明らかに不調になると認められるとき、及び再度の入札を行っても落札者がいないときは、再入札を原則とする。この場合においては、設計図書の再検討を行い、その結果によっては入札参加業者の変更を行うことができる。

#### **(契約締結の申出)**

- 16 落札者は、落札の申渡し又は落札の通知を受けた日から、5日以内に契約担当者に契約の締結を申出(契約書に記名押印のうえ提出)しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を申出ることができる。落札者が上記期間内に申出ないときは、その効力を失うものとする。

#### **(契約の回避)**

- 17 入札執行後より請負契約の締結までの間において、落札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

#### **(契約の保証)**

- 18 落札者は、町長が特に必要がないと認める場合(契約書に記載)を除き、契約の締結と同時に契約書に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。

#### **(異議の申立て)**

- 19 入札参加者は入札後、この入札心得、設計図書及び仕様書等の不知及び不明を理由として、異議を申立てることはできない。

#### **(その他)**

- 20 落札者は、町工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる団体、法人等から不当介入を受けた場合は、直ちに町へ報告し、警察への届出も行うこと。なお、測量・設計コンサルタント等の委託、役務の提供に係る業務委託並びに物品の購入及び借入れ等についても同じ扱いとする。

入 札 書

(第 1 回)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

松前町長 白石勝也 殿

住所 伊予郡松前町大字筒井631番地

〇〇建設株式会社

氏名 代表取締役 松前太郎

(代理人 義農作兵衛)

印

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	0	0	0	0	0

ただし(入札番号及び入札名)第△-△号 町道西×××号線道路改築工事

この入札保証金

ただし現金

有価証券

内訳別紙のとおり

上記のとおり松前町財務規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

※ 金額を訂正したものは無効となります。

※ 公告等に入札保証金について免除とされている場合には、入札保証金の欄に「免除」と記載  
願います